

「広島県いじめ防止基本方針」の改定について

1 要旨

本県が平成26年3月19日付で策定した「広島県いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）について、策定から10年以上経過したことや、社会情勢の変化等を踏まえ、改定した。

2 根拠規定

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。平成25年9月28日）第12条の規定により地方公共団体は「地方いじめ防止基本方針」を策定するよう努めることとされている。

3 改定の理由

本県においては、この法の下、平成26年3月19日に「基本方針」を策定し、いじめ防止対策の基本的な考え方や、学校における取組、いじめ重大事態への対応など、本方針を踏まえた取組等を行ってきた。「基本方針」策定以降、いじめの認知件数の増加傾向が続いていることは、法の理解や積極的な認知が進んでいると捉えることができる一方で、いじめの重大事態が増加傾向にあることは、大変憂慮すべき状況である。そのため、いじめの未然防止や対応等に係る取組の更なる改善・充実及び一層の組織的な対応の徹底を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」及び、いじめ等に関連する国の方針等を参酌し、安全・安心な学校づくりの確かな推進と、生徒指導上の諸課題に係る未然防止の更なる充実を目指し、本「基本方針」を改定した。

4 改定の3本柱

(1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進（p8・9）

- ・いじめは「どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」との認識に立ち、就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進すること。
- ・「生徒指導の実践上の視点」（共感的人間関係の育成、自己存在感の感受、自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成）を踏まえ、児童生徒の成長と発達を支える生徒指導が全ての教育活動の基盤として機能し、安心して通え、学ぶ楽しさを感じることができる学校づくりを推進すること。

(2) 校内「いじめ防止委員会」の機能化（p12）

- ・いじめが疑われる情報や、児童生徒間の人間関係に関する悩み等を把握した際には、「いじめ防止委員会」において、迅速に情報共有を行い、事実関係を把握するとともに、対応方針を明確化すること。
【発見・気付く】→【つなぐ】→【向き合う】という体制づくりの徹底
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめ事案の解決に資すること。

(3) いじめ重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え（p16・17）

- ・いじめの重大事態へ適切に対応するためには、「法」、「ガイドライン」、「広島県いじめ防止基本方針」を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応、「いじめ見逃しゼロ」を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要であること。
- ・法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として取組み、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要であること。

5 公表時期

- ・令和8年3月18日公表

「広島県いじめ防止基本方針」改定のポイント

項目	強調すべき点（現行の方針に加えた主な箇所）
広島県いじめ防止基本方針を貫く 「三本の矢」 p3	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進」「いじめ防止委員会」の機能化」「いじめ重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え」を「三本の矢」と表現し、改定の柱を明記。
2 いじめの定義等 p4～5	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、対象児童生徒の立場に立つことを明記。 ・犯罪行為として取り扱われるべき事案は、早期に警察に相談・通報することを明記。 ・「具体的ないじめの態様」例を追加。
3 広島県におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方 p5～6	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ見逃しゼロ」を追加し、いじめの積極的な認知、早期発見・早期対応の重要性や具体的な取組例を明記。 ・対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うための関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）連携を明記。
4 広島県におけるいじめの防止等に関する取組 p7～8	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前より学齢期・青年期に至るまでの一貫した取組の具体を明記。 ・「インターネットやSNS等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び対応するための体制、保護者や関係機関等と連携について追加。
5 学校におけるいじめの防止等に関する取組 p8～14	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の考え方を示し、全ての教育活動の基盤として機能させることを追加。 ・「いじめ防止委員会」の設置の目的、役割、機能化について追加。 ・「いじめの解消」の要件と、組織的な対応の徹底について追加。
6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え p14～17	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における平時からの備えの具体について、「生徒指導体制の確立」「学校の設置者等との連携」「記録等の作成及び保管」「いじめの重大事態の未然防止」の4つの観点で追加。

広島県いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 策定

令和 8 年 3 月 改定

広島県・広島県教育委員会



目次

はじめに	p 2
広島県いじめ防止基本方針を貫く「三本の矢」	p 3
1 「基本方針」策定の目的	p 4
2 いじめの定義等	p 4
(1) いじめの定義	
(2) 対応の留意点	
3 広島県におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方	p 5
(1) いじめの未然防止	
(2) 児童生徒の主体的な活動の推進	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめ見逃しゼロ	
(5) いじめへの組織的な対応	
(6) 地域や家庭等との連携	
(7) 関係機関との連携	
4 広島県におけるいじめの防止等に関する取組	p 7
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 広島県知事及び広島県教育委員会の附属機関の設置	
(3) いじめの防止等に関する取組	
5 学校におけるいじめの防止等に関する取組	p 8
(1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進	
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定（見直し）	
(3) いじめ防止委員会の設置等	
(4) いじめ事案の組織的な対応	
6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え	p 14
(1) いじめの重大事態の基本的な考え方	
(2) いじめの重大事態への対応	
(3) 学校における平時からの備え	
7 「広島県いじめ防止基本方針」の公表及び改定	p 17

【「基本方針」に頻出の用語の定義】

- 法・・・・・・・・・・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- ガイドライン・・・・・・・・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
（令和 6 年 8 月改訂版 文部科学省）
- いじめ・・・・・・・・・・「法」第 2 条第 1 項に規定する「いじめ」
- 基本方針・・・・・・・・・・広島県いじめ防止基本方針
- いじめ防止委員会・・・・・・・・「法」第 22 条に基づいて、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）
- 対象児童生徒・・・・・・・・・・いじめ及びいじめの重大事態により被害が生じた（疑いを含む。）児童生徒
- 関係児童生徒・・・・・・・・・・いじめを行った疑いのある児童生徒及びいじめの重大事態に何らかの関わりのある児童生徒
- いじめを行った児童生徒・・関係児童生徒のうち、事実確認及び調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒
- 他の関係児童生徒・・・・・・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、学校は児童生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、関係者が一体となって、いじめの未然防止の充実を図るとともに、早期発見・早期解決に取り組むことが重要である。

本県においては、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」（以下「法」という。）、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、平成 26 年 3 月「広島県いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、総合的ないじめ対策を推進してきたところである。

「基本方針」策定以降、いじめの認知件数の増加傾向が続いていることは、法の理解や積極的な認知が進んでいると捉えることができる一方で、「児童生徒が発する S O S への初動対応の遅れ」や「組織的な対応の不十分さ」などを要因として、いじめの重大事態が増加傾向にあることは、大変憂慮すべき状況である。そのため、いじめの未然防止や対応等に係る取組の更なる改善・充実及び一層の組織的な対応の徹底を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂 文部科学省）」（以下「ガイドライン」という。）及び、いじめ等に関連する国の方針等を参酌し、安全・安心な学校づくりの確かな推進と、生徒指導上の諸課題に係る未然防止の更なる充実を目指し、本「基本方針」を改定する。

いじめの未然防止及び早期発見・早期解決については、児童生徒一人一人が、安全で安心できる学校、学級・ホームルームの中で、「自分自身が大切にされている」ことを実感できるとともに、夢や目標、志を抱き、自分のよさや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現が重要である。

本「基本方針」では、「児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進」「いじめ防止委員会」の機能化」「いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え」を改定の柱（以下「三本の矢」という。）とし、いじめの未然防止や対応等に係る基本的な方向性を示し、県、市町、学校、家庭、地域及び関係機関の緊密な連携のもと、総合的かつ効果的に取り組むとともに、県全域で推進していくものとする。

令和 8 年 3 月 18 日

広島県いじめ防止基本方針を貫く「三本の矢」



～児童生徒一人一人の自己実現に向けて～

児童生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現を目指し、以下の3点を重ね合わせ、より確かな取組とするため「三本の矢」と示し、重点的に推進する。

➤1 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

- (1) 共感的人間関係の育成
 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりを推進する。
- (2) 自己存在感の感受
 ありのままの自分を肯定的に捉え「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童生徒が実感できる心を育む。
- (3) 自己決定の場の提供
 児童生徒が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を判断し、実行する力を育む。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
 児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

➤2 「いじめ防止委員会」の機能化

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」が、各学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、絶えず見直しを図る。
- (2) 児童生徒の「いつもの違い・変化」や「相談・訴え（保護者等を含む）」などを把握した際には、特定の教職員で抱え込むことなく、その情報を「いじめ防止委員会」につなぎ、組織的かつ実効的な取組を推進する。
- (3) 「いじめ防止委員会」における初動対応を機能させるために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

➤3 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

- (1) 「いじめ防止委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童生徒を徹底して守り通す。関係児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめの解消に向けて全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。
- (2) いじめを認知した際に、学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から学校の設置者と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。
- (3) いじめの重大事態の“疑い”が生じた段階で、「法」、「基本方針」、「ガイドライン」に沿った対応を行う。

1 「基本方針」策定の目的

「基本方針」は、「法」第12条の規定に基づき、広島県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。「基本方針」は、国の基本方針と「学校いじめ防止基本方針」の結節点となるものであって、各学校のいじめの未然防止等の取組の基盤となるものである。

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級・ホームルームや部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 対応の留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象児童生徒の立場に立つこと。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条の「いじめ防止委員会」を活用して行うこと。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

オ 対象児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないこと。

カ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(出典 「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日)

3 広島県におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高めるため、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え、自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組む。

また、児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進

授業はもとより、学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒がいじめをはじめとする学校生活の課題について考え、議論する活動や、自他の生命の尊厳、尊さを深く考え、かけがえのない存在であることを自覚できる活動等の実施、また、絆を紡ぎ、互いの個性を認め、相手への尊敬と幸せを願う人間関係づくりに取り組むことなど、児童生徒の主体的な活動を指導・支援する。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、児童生徒の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインといった、「いつもの違い・変化」に気付くことなど、日々、児童生徒と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけが重要である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、児童生徒理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係を構築する。

(4) いじめ見逃しゼロ

児童生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、児童生徒が不安や悩みを抱え込むことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、対象児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、関係児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することや、学校の設置者等に報告するなど、「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象児童生徒を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

(6) 地域や家庭等との連携

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭及び地域の連携が必要である。例えば、PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員会等を活用したりするなど、いじめ事案について協議する機会を設けたり、いじめ事案について学校、家庭及び地域が連携したりする取組を推進する。

また、子供たちは地域社会の中で生活していることから、地域住民が子供たち一人一人をしっかりと見守り、子供たちの様子で気になることがあれば、すぐに連絡できるような学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働するための体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携することが大切である。

また、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

4 広島県におけるいじめの防止等に関する取組

広島県は、「基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推進する。

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

広島県相談機関ネットワーク

「広島県相談機関ネットワーク」は、市町教育委員会及び県内の相談機関相互の連携や関係機関等との連携を緊密にし、相談・指導方法等に関する調査研究や、研究協議会等を開催することにより、相談機関の指導内容・方法の充実を図り、いじめ事案や生徒指導上の諸課題に係る未然防止及びその解決に向けた取組を行う。

(2) 広島県知事及び広島県教育委員会の附属機関の設置

広島県いじめ問題調査委員会

「広島県いじめ問題調査委員会」は、広島県知事及び広島県教育委員会の附属機関であり、第三者の専門家（心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官及び弁護士等）で構成する。

この委員会は、県立学校及び私立学校等における「いじめの重大事態」のうち、設置者又は学校が行った調査の結果に対して、広島県知事又は広島県教育委員会が、更なる調査が必要と判断したものについて、公平性・中立性を確保した調査を行う。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 「三本の矢」の推進が、専門的知識に基づき、適切に行われるよう教職員研修等の充実を図る。

イ いじめの未然防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われ、市町教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携強化を図ることができるよう、必要な体制を整備する。

- ウ いじめに関する不安や悩み、相談等について、児童生徒や保護者等が抱え込むことがないように「24 時間子供 SOS ダイヤル」「いじめダイヤル 24」等、相談できる体制を整備し、周知する。
- エ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- オ 幼児期の教育においても、身近な人と親しみ、支え合って生活するために、発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わりを深め、共感や思いやりなど相手を尊重する気持ちを持って行動できる心を育む。
- カ 「インターネットや SNS 等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び早期対応に向け、警察と迅速に連携する体制を強化するとともに、保護者や関係機関と連携した取組を展開する。
- キ いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。
- ク いじめの実態把握の取組状況等、学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
- ケ いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」等に関する取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、県立学校及び市町教育委員会に対し必要な指導・支援を行うとともに、学校法人等の学校の設置者及び私立学校に対し助言する。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」等のため、学校の設置者等とも適切に連携し、次のような取組を体系的・計画的に進めること。

(1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できることが大切である。

そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組み、ありのままの自分を肯定的に捉え、「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童生徒が実感できる心を育むこと。また、児童生徒が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成すること。

そこで、次の「四つの視点」を中心として、取組の充実を図ること。

ア 共感的人間関係の育成

多様性に配慮した「学校、学級・ホームルームづくり」

教室に、多様で異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「他者の違いを理解し尊重することが必要である」「多種多様な人がいることで発想の幅が広がり、難しい課題の解決も可能になる」と思えるような機会をつくること。自分と他者の個性をそれぞれに尊重し、相手の立場に立って考え、行動できるようになることにより、共感的で、相互扶助的な人間関係を構築すること。

イ 自己存在感の感受

対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校、学級・ホームルームづくり」

学校生活において、授業以外にも、部活動や文化祭・体育祭等の行事の運営など様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを探す機会をできるだけ多く提供し、その活動の中で、児童生徒が対等で自由な人間関係を構築できるようにすること。また、児童生徒が、自分が行おうとしていることが認められ、周囲の人から応援してもらっていると感ずることによって、学校も自分の居場所であると思えるようにすること。

ウ 自己決定の場の提供

自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む

自分への信頼は、主体的に活動に参加することを通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感することにより育まれる。例えば、異年齢交流や学級・ホームルームの係活動、児童会・生徒会活動等において、「何ができるのか」について、児童生徒自身が考える機会を用意し、お互いに助け合いながら積極的に取り組むことにより、児童生徒の自己有用感を育むこと。

エ 安全・安心な風土の醸成

「困った、助けてほしい」と言える環境づくり

困ったときや悩みがあるときに、一人で耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったり、相談したりすることができる雰囲気があるかどうかは、児童生徒の学校での安全・安心を確保する上で非常に重要である。そうした雰囲気を醸成するためには、「困った、助けてほしい」という声を教職員がしっかり受け止める体制を学校の中に築くことが必要である。日頃の何気ない会話をはじめ、ちょっとした相談にも丁寧に対応することを通じて、児童生徒と教職員との信頼関係を構築し、児童生徒に何か困ったことや悩みが生じた時の「相談してみようかな」というSOSを出しやすい教育的環境を醸成すること。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定（見直し）

ア 策定（見直し）の意義

- (ア) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、特定の教職員が情報を抱え込まず、かつ、学校のいじめ事案への対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- (イ) いじめ事案の発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者等に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

- (ウ) いじめを行った児童生徒への成長支援の観点から「学校いじめ防止基本方針」に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への指導・支援につなげること。

イ 策定（見直し）の留意点

- (ア) 「三本の矢」に基づき、自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえること。
- (イ) いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」など、いじめの防止等全体に係る内容であること。
- (ウ) 「いじめ防止委員会」が組織的かつ実効的に機能するために、具体的な役割・取組等を明確に示すこと。
- (エ) いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- (オ) アンケート調査、個人面談等^{※3}の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対応について定めておくこと。

※3 アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底すること。

- (カ) 保護者や地域住民及び関係機関などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とすること。
- (キ) 学校のホームページや通信などで公開することや、入学前の説明会、入学時、各年度の開始時などに児童生徒、保護者及び関係機関等に説明すること。
- (ク) 策定した「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して適切に機能しているかを、「いじめ防止委員会」で検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図ること。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(3) いじめ防止委員会の設置等

ア 「いじめ防止委員会」設置の目的等

- (ア) 特定の教職員で情報を抱え込むことなく、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること。
- (イ) 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめ事案の解決を図ること。
- (ウ) いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」を組織的に行うために校務運営組織に位置付けるなど、常設の組織とすること。
- (エ) 「いじめ防止委員会」の設置目的等を、児童生徒及び保護者等に周知すること。

イ 「いじめ防止委員会」の役割

(ア) 未然防止

- a いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」や、いじめを生じさせない環境づくりのため、「いじめの未然防止教育」の充実を図ることや、児童生徒が日常的に「相談しやすい環境づくり」を行うこと。
- b 「いじめの未然防止教育」の例
 - (a) 全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習、情報モラル教育などを通じて継続的に行う。
 - (b) ソーシャルスキル・トレーニングや構成的グループエンカウンター等を通じて円滑に他者とコミュニケーションを図る取組を行う。
- c 「相談しやすい環境づくり」の例
 - (a) アンケートの名称の工夫（「いじめアンケート」→「生活に関するアンケート」）
 - (b) アンケートの実施方法の工夫（記名式、無記名式、選択式（児童生徒が選ぶ））
 - (c) 一人1台端末を活用した「心の健康観察」の実施
 - (d) アンケート実施後に、教職員やスクールカウンセラーによる個別面談の実施
※アンケートや面談等を通じて得た情報を、組織で共有するための場を設定する。

(イ) 早期発見・早期対応

- a いじめの早期発見や「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機能を担うこと。
- b いじめの早期発見や早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの疑いに関する情報や生徒指導上の諸課題に係る情報の収集と記録の共有を行うこと。
- c いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩み等）があった際には、緊急会議を開催するなど、いじめとして積極的に認知をするとともに、対象児童生徒及び保護者の意向を確認しつつ、情報の迅速な共有及び児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握を行うこと。
- d 対象児童生徒に対する支援及び関係児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。

(ウ) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組

- a 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等を行うこと。
- b 「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」等に係る校内研修を企画し、計画的に実施すること。
- c 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図ること。

ウ 「いじめ防止委員会」の機能化

(7) 児童生徒との信頼関係の構築

教育活動全体で児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進すること。

(イ) 発見する・気付く

- a 日常的な観察や見守り等から「いつもの違い・変化」や「相談・訴え」などを把握した際には、特定の教職員が情報を抱え込むことなく窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）に伝えること。
- b 「日常的な観察や見守り」の例
授業中・給食（昼食）時間の様子、登下校の様子、休憩時間や放課後の様子、人間関係の変化、アンケート、生活記録ノート（連絡帳）の記載など
- c 児童生徒からいじめや人間関係のトラブル等について相談・訴えがあった際には、後回しにせず、心情や思いに深く寄り添いながら、傾聴の姿勢を大切にすること。

(ウ) つなぐ

- a 早期対応につなげるために、窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）は、報告・相談を受けた情報を管理職に報告し、「いじめ防止委員会」につなぐこと。
- b 管理職は、緊急的な対応が必要か否かを判断するとともに、「いじめ防止委員会」を開催すること。

(エ) 向き合う

- a いじめが疑われる情報や、児童生徒間の人間関係に関する悩み等を把握した際には、「いじめ防止委員会」において、迅速に情報共有を行い、事実関係を把握するとともに対応方針を明確化すること。
- b 「いじめ防止委員会」が情報の収集と記録の共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ防止委員会」に報告・相談すること。
- c 「いじめ防止委員会」に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ること。
- d 「いじめ防止委員会」に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを参画させるなど、実効的な機能を果たせるようにすること。
- e 認知したいじめ事案については、その解消に向けて、全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うすること。

(オ) 初動対応の機能化

特定の教職員の抱え込みを防ぐために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築すること。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(4) いじめ事案の組織的な対応

ア 「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた対応

「いじめ防止委員会」において認知したいじめ事案については、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童生徒を徹底して守り通すこと。いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すること。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、学校の設置者及び関係機関等との連携のもとで取り組むこと。

イ 警察への相談・通報

「いじめ」の中には、SNSを介したインターネット上のいじめ事案、暴力行為やいじめの動画、誹謗中傷等がSNS等に投稿・拡散される事案など、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応すること。

ウ いじめの解消に向けた取組

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」2つの要件を満たし、他の事情も勘案して判断すること。

<いじめ解消の要件>

① いじめに係る行為が止んでいること

対象児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(ア) いじめの被害の重大性等から、さらに長期の取組・見守り等の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

(イ) 相当の期間が経過するまでは、対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視すること。

- (ウ) いじめが解消に至っていない段階では、対象児童生徒を徹底的に守り通し、「いじめ防止委員会」において、いじめが解消に至るまで対象児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行すること。
- (エ) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめの対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒を、日常的に注意深く観察すること。

6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

いじめの重大事態へ適切に対応するためには、「法」、「ガイドライン」及び「基本方針」を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用することにより、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。

法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階からいじめの重大事態として取り組み、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、いじめの重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

(1) いじめの重大事態の基本的な考え方

「法」第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、対象児童生徒の状況に着目して判断する。

「法」第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、予断を持たず、事実に基づき、報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、直ちに学校の設置者に報告するとともに、学校の設置者の指導・支援の下でプロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行うこと。

ア 県立学校の場合

- (ア) 重大事態が発生した場合、学校は県教育委員会に報告し、県教育委員会は県知事に報告する。
- (イ) 学校は、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、県教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (ウ) 県教育委員会は、プロジェクトチームの編成に当たり、専門的知識を有する者を学校に派遣する。
- (エ) 学校は、調査結果を県教育委員会に報告し、県教育委員会は県知事に報告する。
- (オ) 県教育委員会は、学校が行った調査に対して、更なる調査が必要であると判断した場合は、「広島県いじめ問題調査委員会」に調査を要請する。
- (カ) 「広島県いじめ問題調査委員会」は、学校が設置したプロジェクトチームによる調査の結果について調査を行い、その結果を県知事及び県教育委員会に報告する。
- (キ) 学校及び県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、再発防止のための取組を行う。

イ 私立学校の場合

- (ア) 重大事態が発生した場合、学校は学校の設置者を經由して県知事に報告する。
- (イ) 学校の設置者又は学校は、調査組織を設置し、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を県知事に報告する。
- (ウ) 県知事は、学校の設置者又は学校による調査結果について、更なる調査が必要であると判断した場合は、「広島県いじめ問題調査委員会」に調査を要請する。
- (エ) 「広島県いじめ問題調査委員会」は、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行い、その結果を県知事に報告する。
- (オ) 県知事は、「広島県いじめ問題調査委員会」の調査の結果を踏まえ、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

ウ 市町立学校の場合

- (ア) 重大事態が発生した場合、市町立学校は市町教育委員会に報告し、市町教育委員会は市町の長に報告する。
- (イ) 市町教育委員会の判断により、調査組織を市町立学校又は市町教育委員会内に置き、調査する。
- (ウ) 市町立学校に調査組織を置く場合は、市町教育委員会の指導・助言のもとに調査を行い、その結果を市町教育委員会に報告し、市町教育委員会は、市町の長に報告する。
- (エ) 市町教育委員会に調査組織を置く場合は、市町立学校とともに調査を行い、その結果を市町の長に報告する。
- (オ) 県教育委員会は、市町教育委員会又は市町立学校に置く調査組織に対し、必要に応じて、専門的知識を有する者を派遣する。
- (カ) 市町の長が必要と判断した場合は、市町の長の附属機関が再調査を行う。
- (キ) 市町の長から、県教育委員会に対して、「広島県いじめ問題調査委員会」による更なる再調査の要請があった場合、県教育委員会は、「広島県いじめ問題調査委員会」に調査を要請する。

(3) 学校における平時からの備え

ア 生徒指導体制の確立

学校は、年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」はもとより、「法」や「ガイドライン」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくこと。

また、実際にいじめの重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、臨時の「いじめ防止委員会」を開催するなど、各教職員への適切な役割分担等を行い、組織的な対応を行うための生徒指導体制を確立すること。

イ 学校の設置者等との連携

学校だけで対応を抱え込むことがないよう、平時から教育委員会などの学校の設置者と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図ること。

ウ 記録等の作成及び保管

いじめの重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や、児童生徒への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存しておくこと。

また、重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる可能性があるため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を記録として残すこと。

例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されていることや、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、学校又は学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理すること。

エ いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体で「三本の矢」を推進し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組むこと。

また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行うこと。

7 「広島県いじめ防止基本方針」の公表及び改定

「基本方針」は、広島県ホームページ及び広島県教育委員会ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

児童生徒のSOSに向き合うための日常的な生徒指導 ～「いじめ」対応を組織で推進するために～

学校全体で進める

「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようとする人間関係づくり」

信頼関係の構築



児童生徒理解
(個の理解+集団の理解)

相談しやすい
関係の構築

児童生徒
一人一人への理解と、
学級や学習の集団風土が、
児童生徒にとって
安全で安心できる場所に
なっていることが大切です。

教室の中で…

“いつも”との違い・変化

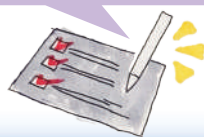
登下校の様子は？
給食(昼食)時間の様子は？
休憩時間や放課後の様子は？
生活記録ノートの記載は？



発見する
気付く

先生の**あれ?**が、
児童生徒との
向き合いの
スタートラインです。
あれ?と感じたら
児童生徒に
声をかけましょう!

心の状態に関するアンケート
本人・保護者等からの訴えなど



あれ?



一人一人の気持ちに
寄り添うことが大切です。

窓口となる教員(生徒指導主事・学年主任など)に報告
先生が、一人で抱え込むことなく、チームで対応します

つなぐ



Point 情報をつなぐポイント

- ①先生の **あれ?** を職員室で声に出しましょう。
- ②「いじめの判断(認知)」はこの組織で行います。
- ③「いじめの対応方針」は、この組織で考え、取り組みます。

すべての学校に設置されている
「いじめ防止委員会(学校いじめ対策組織)」で
対応を判断します!

本人が
苦痛を感じていたら
いじめです。



向き合う

「いじめ」「いじめの疑い」を認知

- 被害児童生徒を守り抜きます。
- 被害児童生徒や保護者の方の意向を確認しながら取り組みます。
- 丁寧に事実確認を行います。
- 必要に応じて警察など関係機関と連携します。



Point

いじめが解消している状態とは…

- ①いじめに関わる行為の止んでいる期間が、少なくとも3ヶ月続いていること
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること(本人及び保護者に確認)

